

通帳レス口座規定

1. 関連規定の適用・準用

- (1) この規定は「通帳レス口座」に適用される事項を定めます。
- (2) この規定に定めがない事項は、普通預金規定、総合口座取引規定、キャッシュカード規定（個人用）、デビットカード規定、各種定期預金規定、東和銀行ダイレクトサービス利用規定、東和銀行アプリ利用規定等の関連する規定、（以下、総称して「関連規定」といいます。）の各条項により取り扱います。

2. 通帳レス口座

- (1) 通帳レス口座（以下「この預金口座」といいます。）とは、通帳および照合表の発行に代えて、東和銀行アプリまたは東和銀行ダイレクトサービス等を利用し、残高、入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) この預金口座は、通帳および照合表を発行しません。
- (3) この預金口座は、個人のお客様専用の「普通預金口座」または「総合口座」となります。
- (4) この預金のご利用にあたっては、キャッシュカードの発行のほか、東和銀行アプリまたは東和銀行ダイレクトサービスのご利用が条件となります。

3. お取引明細等

残高や入出金明細については、東和銀行ダイレクトサービスや東和銀行アプリ、一生通帳（by Moneytree）を利用しご確認ください。

4. お取引方法

- (1) 預金の預入れおよび払戻しは、当行または当行と提携している金融機関等の現金自動預金支払機のご利用、またはダイレクトサービスのご利用によりお取引いただけます。
- (2) 窓口での預金の預入れおよび払戻しは、当行がやむを得ない事情があると認めた場合以外は行いません。
- (3) 窓口で預金の預入れを行うときは、当行所定の書類に記入して、この預金口座のキャッシュカードとともに提出してください。キャッシュカードの提出がない場合は、当行がやむをえない事情があると判断した場合を除き、当行所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 窓口で預金の払戻し、解約を行うときは、キャッシュカードおよび運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード（マイナンバーカード）のいずれか一つ（以下「当行所定の本人確認資料」といいます。）の原本を提出してください。なお、届出印鑑の登録のないお客様については押印は不要です。
- (5) 前（3）および（4）のほか、関連規定により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、通帳に代えて、この預金口座のキャッシュカードおよび当行所定の本人確認資料を当行窓口へ提出してください。

5. 通帳レス口座から有通帳口座への切替え

- (1) 通帳レス口座は、当行本支店窓口にて、有通帳口座へ切り替えることができます。切替えを希望する際は、当行所定の切替え依頼書へ記名のうえ、キャッシュカードおよび当行所定の本人確認資料とともに提出してください。この場合、通帳再発行手数料をいただきます。
- (2) 新たに発行する通帳には、切替え以降のお取引明細を記帳します。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上